

薬食監麻発第0916001号

薬食審査発第0916003号

平成16年9月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



厚生労働省医薬食品局審査管理課長



いわゆる「まつ毛パーマ液」の取り扱いについて

今般、独立行政法人国民生活センターから、いわゆる「まつ毛パーマ」に関する商品テスト結果が別紙のとおり公表され、この中で、いわゆる「まつ毛パーマ」に使用されている2種類の専用液を調べたところ、その有効成分は、頭髮用パーマメント・ウェーブ用剤と同種のものと思われる旨が示されております。

これまで、頭髮用以外の用途でパーマメント・ウェーブ用剤として医薬部外品の承認を得ているものはなく、頭髮用以外の用途を謳ったパーマメント・ウェーブ用剤は、無承認無許可の医薬部外品であるため、当該製品の製造者等に対する監視指導の徹底が図られるようお願いしたい。

なお、承認・許可を受けたパーマメント・ウェーブ用剤についても、承認された用法以外の使用について宣伝・広告がなされている場合についても、同様に指導されたい。

本件については、平成16年9月8日付け健衛発第0908001号健康局生活衛生課長通知により、パーマメント・ウェーブ用剤の目的外使用について別途通知されていることを申し添えます。

(参考)

健衛発第0908001号

平成16年9月8日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



パーマメント・ウェーブ用剤の目的外使用について

記

標記については、「パーマメント・ウェーブ用剤の目的外使用について」(昭和60年7月1日付衛指第117号生活衛生局指導課長通知)(以下「本職通知」という。)により、美容所等においていわゆるまつ毛パーマと称する施術(以下「まつ毛パーマ」という。)により事故等の起こることのないよう、貴職に対し美容業務の適正な実施の確保をお願いしているところである。

今般、独立行政法人国民生活センターの実施したまつ毛パーマに関する調査に基づき、エステサロン、美容所等において、まぶたや目に対する健康被害の発生が見られ、同センターより行政に対し、パーマメント・ウェーブ用剤がまつ毛に使用されることのないよう、周知及び指導の徹底が要望されたところである。

貴職におかれては、管下のエステサロン、美容所等において、かかる行為により事故等の起こることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、再度、本職通知の趣旨に基づき、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものであり、当省医薬食品局と予め打合せ済みであるので念のため申し添える。